

就学支援金の申請前に
必ずご確認ください！

お住まいの市町村への
税の申告は済んでいますか？



高等学校等就学支援金の手続きは、
ご提出いただくマイナンバーでお住まいの市町村から
住民税の情報を取得し、所得の確認を行います。

はい、申告済です！

いえ、まだです...

申請書類（申請書やマイナン
バーカードの写しなど）を
学校に提出し、
あとは審査結果を待つだけ！

急いで住民税の
申告をしてください!!

令和6年（2024年）度に必要な税の情報

7月申請（継続申請を含む）の場合

令和6年（2024年）度の課税情報（※）で所得確認

※：令和5年（2023年）1月から12月までの収入により決定された住民税の情報

★以降、在学中は毎年7月に所得確認を行いますので、
必ずお住まいの市町村に住民税の申告をしてください。



無収入の方でも収入が0円であることをお住まいの市町村に申告
していないと、税の情報がマイナンバーで取得できません。



税の情報がマイナンバーで取得できない場合は、後日
課税証明書その他証明書類のご提出を求められることがあります。



未申告のために税の情報がマイナンバーで取得できない場合は、
税申告を早急にされないと、審査・認定ができなくなり、授業料
をご負担いただくこととなります。